

日経平均株価 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経平均株価」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2017年7月18日作成)

1：指数の概要

(1) 特徴

日本を代表する株価指数として世界中で利用されている。東京証券取引所第一部に上場する 225 銘柄を選定し、その株価を使って算出する。ダウ式と呼ばれる連続性維持のための調整をベースに、日本固有の株式取引制度を加味した計算ルールで算出する価格平均指数である。

日経平均を構成する 225 銘柄は、市場流動性やセクターバランスをもとに、定期的に見直される。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する株価指数を目指している。

算出開始は 1950 年 9 月 7 日。値は戦後、東京証券取引所が再開した 1949 年 5 月 16 日まで遡及計算している。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970 年以降は日本経済新聞社が算出している。

(2) 名称

(日本語)

正式名称：日経平均株価

略称：日経平均、日経 225

(英語)

正式名称：Nikkei Stock Average

略称：Nikkei Average , Nikkei225

2：銘柄の管理

日経平均の構成銘柄は、原則として以下の要領で適宜入れ替える。構成銘柄の入れ替えには、年 1 回、定期的実施される「定期見直し」によるものと、上場廃止など構成銘柄に欠員が生じる場合に銘柄を補充する「臨時入れ替え」がある。

現行の銘柄入れ替えルールは 2000 年 4 月 15 日に発表し、同 24 日から適用したものをベースに、その後、一部修正され現在に至っている。本項の記述は概要であり、詳細な取り扱いには、最新の「日経平均株価 構成銘柄選定基準」(本資料後掲)の規定が優先される。

(1) 構成銘柄の要件

東京証券取引所第一部に上場する銘柄(親株式、内国株)。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式などの普通株式以外を除く。

(2) 定期見直し

毎年 10 月初に、構成銘柄の定期見直しを実施する。見直しによる銘柄入れ替えは、実施に先立って、一定の事前告知期間をもって公表する。定期見直しは、構成銘柄の市場代表性を維持するために実施する。産業構造の変化を織り込むために「セクター間の銘柄数バランス」

を加味しながら、「市場流動性」の高い銘柄を採用し、低い銘柄を除外する方法を採用している。

(見直し手順)

① 市場流動性の計測

市場流動性は「売買代金」と「売買高当たりの価格変動率」で計測する。計測期間は5年とし、売買高当たりの価格変動率は(高値÷安値) / 売買高 で算出する。

② 高流動性銘柄の採用と低流動性銘柄の除外

東証1部上場銘柄のうち、上記①で計測した市場流動性の上位450銘柄を「高流動性銘柄群」とし、定期見直しで高流動性銘柄群に含まれなくなった構成銘柄があれば除外する一方、高流動性銘柄群のうち上位75銘柄に含まれる未採用銘柄を採用する。

③ セクターバランスによる採用・除外

日経業種分類の36業種を、「技術」「金融」「消費」「素材」「資本財・その他」「運輸・公共」の6つのセクターに集約し、このセクター間で「高流動性銘柄群」に属する構成銘柄数がバランスするように除外・採用を行う。この際に、上記②による採用、除外銘柄数に配慮しながら、構成銘柄数が225銘柄となるように入れ替え銘柄数を調整する。セクターバランスによる採用・除外の基本的な考え方は以下のとおり。

- i) 450銘柄のうち各セクターに属する銘柄数の2分の1を、そのセクターの妥当銘柄数とする。
- ii) 妥当銘柄数と実際の採用銘柄数を比較して、採用銘柄数が妥当数より多いセクター(過剰セクター)からは除外、少ないセクター(不足セクター)には追加採用する。この除外、採用銘柄の選定は市場流動性の順に行う。

④ 最終決定

上記過程により選定された採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が最終的に判断・決定し、発表する。

(3) 臨時入れ替え

① 対象事由

次の事由などが生じた結果、東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外する。

- ・倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による整理銘柄指定または上場廃止
- ・被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ・債務超過などその他の理由による上場廃止または整理銘柄指定
- ・第2部への指定替え

なお、監理銘柄に指定された銘柄については原則として除外候補とするが、除外の実施については、事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を個別に判断した上で決定する。

②補充銘柄の選定（原則）

上記①により構成銘柄から除外される銘柄が発生した場合、「高流動性銘柄群」に含まれる銘柄の中から、当該除外銘柄と同一セクターに属する銘柄のうち、市場流動性順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とする。

③補充銘柄の選定（方法特例）

上記②にかかわらず、銘柄除外が予定される状況や時期により、以下の方法をとることがある。

- i) 定期見直しに近接する時期に、当該事由が発生することが予定されている場合には、その都度、上記②による補充銘柄の選定を実施せず、定期見直し基準による入れ替え手続きの中に包含して補充銘柄を選定する。
- ii) 定期見直し以外の時期に、複数の当該事由が近接した一定期間内に発生することが予定されている場合には、定期見直しに準じ、市場流動性やセクター間の採用銘柄数のバランスに配慮して補充銘柄を選定する。

④補充銘柄の選定（銘柄特例）

上記②にかかわらず、企業再編に伴う銘柄除外については以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施する。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行う。

- i) 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証第1部上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証第1部に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とする。
 - ・被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - ・株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
- ii) 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が東証1部上場を継続する場合は、主たる事業の継承会社を原則として継続採用する。

⑤入れ替えの実施時期

除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とする。ただし、倒産等の除外事由が突発した場合は、その入れ替えの周知徹底のため、入れ替え実施まで期間を置くことがある。特に当該除外に対する銘柄補充については原則として期間を置く。

（4）留意事項

①定期入れ替えについて

- i) 定期見直しの実施日は、原則として10月第1営業日とするが、これに近い時期に構成銘柄に係る企業再編が行われ、その上場廃止や事業継承会社の新規上場に伴う入れ替えが当該時期に発生する場合は、当該入れ替えに合わせた日程で実施することがある。
- ii) 定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限を設けない。

②臨時入れ替えについて

- i) 臨時入れ替えは、除外対象事由の発生による構成銘柄からの除外を目的に実施するものであり、特例的に追加採用することを目的とした臨時入れ替えはない。

③一般事項について

「定期見直し」「臨時入れ替え」のいずれの場合も、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とするが、以下のケースなど、やむをえない場合に、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。

この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。

- i) 採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合。
- ii) 採用銘柄が倒産等で整理銘柄入りするなど、突発的に銘柄除外事由に抵触した事例の除外・補充について、当該銘柄の除外は速やかに実施するものの、代替銘柄の補充に対しては、その周知徹底のために、短期の告知期間（2日間程度）を経て補充する場合。なお、除外から補充までの日数など、当該入れ替えの実施方法については、事例発生の際、発表する。

3. 計算方法

日経平均は構成銘柄の株価を「みなし額面換算」したうえで合計し、「除数」で割って算出する。

$$\begin{aligned} \text{各構成銘柄の採用株価} &= \text{株価} \times \frac{50(\text{円})}{\text{みなし額面}(\text{円})} \\ \text{日経平均株価} &= \frac{\text{構成銘柄の採用株価合計}}{\text{除数}} \end{aligned}$$

(1) 株価

日経平均の算出に用いられる各構成銘柄の株価は、以下の優先順で採用する。

① 特別気配または連続約定気配、② 現在値、③ 基準価格

終値算出を例にすれば、構成銘柄の日中の最後の取引の値段が終値になり、これを採用する。もし日中に取引があっても、特別気配で取引を終えていれば、終値ではなく特別気配が

使われる。日経平均は流動性の高く売買の活発な銘柄で構成しているため、日中は①または②（終値算出時は通常②で、売買状況により①）が採用されることが多い。

当日に①、②に該当する値が存在しない場合には、「③基準価格」を用いる。基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配または連続約定気配、前日の終値の優先順で採用された値のことで、通常は前日の日経平均の終値算出に用いた株価（特別気配または連続約定気配、終値の優先順）が該当する。例外は、株式分割などの権利落ち当日に、値段も気配もつかない場合に用いる「権利落ち理論値」。権利落ちの前後では、株価が不連続になるため、このようなケースに前日の価格をそのまま使うと指数に歪みが生じることから、理論値を計算し使用する。なお当該権利落ちには「配当落ち」は含まれない。

理論値は前日の採用価格（特別気配または連続約定気配、あるいは終値）をもとに計算。例えば、前日の終値が1000円で、当日、1株を1.1株に分割していれば、当日の理論値は909円（ $=1000 \text{円} \div 1.1$ ）になる。

（2）みなし額面

株式の額面制度は2001年10月施行の商法改正で廃止となったが、廃止後も引き続き多くの銘柄は50円、500円、5万円などの旧額面水準をもとに株価形成されている。例えば、単元株制度を採用せず1株単位で取引される（旧5万円額面相当の）銘柄と、単元株が100株または1000株の銘柄では株価水準が大きく異なるため、そのままの株価で日経平均の計算に用いることは適切ではない。このため、旧来の額面制度を引き継いだ「みなし額面」を各構成銘柄に設定し、各構成銘柄の株価を旧50円額面に換算して、日経平均の算出に用いている。

（みなし額面のポイント）

- ① 採用銘柄の大半のみなし額面は50円（株価をそのまま日経平均算出に採用）だが、一部に50円以外の銘柄もある。最新のみなし額面は、[こちら](#)を参照のこと。
- ② みなし額面が50円以外の銘柄は、50円額面に換算して日経平均算出に用いる。例えばNTTドコモなどみなし額面が5万円の銘柄は、株価を1000分の1（ $=50 \div 50000$ ）することで、50円額面相当に換算される。
- ③ 2005年6月7日付け発表の「大型の株式併合に対する措置」に基づき、構成銘柄の大幅な株式併合や株式分割に対しては、指数算出に用いる株価の水準がその前後で変わらないように、当該株式分割等の比率に応じて、みなし額面を変更することを原則としている。1株を2株に分割する場合、それまで50円額面であれば分割比率に基づいて、新みなし額面を25円（ $=50 \text{円} \div 2$ ）とする。また、1株を3株に分割する場合など、割り切れないことがあるが、みなし額面を「 $50 \div 3$ （3分の50）」として、日経平均への採用株価を求める算出式に当てはめると株価を3倍して採用することになり、指数算出において端数は発生しない。
- ④ 構成銘柄の株式分割・併合など市況によらない株価変動に対しては、上記③を適用する以前は「除数（各構成銘柄のみなし額面換算済み株価の合計金額を割る数、後掲）」を変えることで調整していた。大幅な株式分割や併合が実施された場合、除数調整では指数値の連続性や指標性を損ねる可能性があるため、これに代えて、かつての「額面変更」に準じた扱いとして、対象銘柄の「みなし額面」を変更することで、指数算出に用いる株価の水準が株式分割や併合前後で変わらないように調整し、指数の連続性を維持することとした。

みなし額面変更の適用は、事例発生の都度、事前に発表する。なお、みなし額面変更が適用される場合には、当該事象による除数の変更は発生しない。

⑤ みなし額面変更の考え方（例示）：

株価 300,000 円、みなし額面 50,000 円の銘柄があった場合、50 円額面換算すると 300 円（ $=300,000 \times 50 \div 50,000$ ）となり、日経平均の計算には 300 円が使われる。この銘柄が 1 株を 1000 株に分割したとする。このとき理論的には株価は 1000 分の 1 の 300 円になる。ここで、みなし額面を変更せずに 50,000 円のままにすると、日経平均の計算に用いる 50 円額面換算した採用株価は 0.3 円（ $=300 \times 50 \div 50,000$ ）となってしまう。つまり、みなし額面を変更せず、除数調整で対応すると、株価 300 円で採用されていた銘柄を翌日から株価 0.3 円で採用するように除数が調整されることになり、かつ当該銘柄の採用株価を著しく過小に扱うことになる。そこで、みなし額面を株式分割比率に応じて 50 円（ $=50,000 \text{円額面} \div 1000$ ）に変更すれば、日経平均の計算に使われる値は 300 円となり、株式分割の前後で変わらない。この場合、除数の変更は生じない。

（3）除数

日経平均は、構成銘柄の株価について日本固有の株式制度を反映し、「みなし額面 50 円換算」した株価を合計したうえで、「除数」で割って算出する。日経平均は基本的には単純平均の考え方に基づいており、当初は銘柄数が除数だった。その後、株式分割・併合や銘柄入れ替えなどで除数の値を修正することで指数としての連続性、継続性を維持している。この除数修正方法が「ダウ式」と呼ばれ、日経平均は「ダウ式修正平均」と言われる。これは 1896 年に米国で初めて平均株価を発表したチャールズ・ダウにちなんだものだが、彼の平均株価は単純な算術平均で、実際の除数の修正は 1928 年になってウォール・ストリート・ジャーナルの編集者が始めたもの。ニューヨーク・ダウ（ダウ工業株 30 種平均）が同様の手法で算出、公表されている。

一般的に株式分割や株式併合を行うと株価水準が変化する。また、銘柄を入れ替えると分子にあたる株価合計が除外銘柄と採用銘柄の株価の差だけ変わる。そのままでは値動きがなくても、前日と当日の指数が市況変動以外の理由で異なる値になってしまう。こうした市況変動によらない不連続に対応するため、通常は分母にあたる「除数」を修正することで指数としての連続性を維持する。これが除数修正の基本的な考え方である。ただし日経平均の算出上、大型の株式分割や併合に対しては、みなし額面を修正することで連続性を維持させることがある。この場合には除数は修正しない。

（除数修正のポイント）

- ① 通常は構成銘柄の株価合計を除数で割って日経平均を算出するが、特別な事象が発生した場合には、その都度分母の「除数」を修正することで連続性を維持する。
- ② 「除数」の調整（修正）を必要とする事象は以下の場合。
 - i) 構成銘柄の入れ替え
 - ii) 構成銘柄に市況変動によらない価格変動が生じる場合（株式分割や株式併合、有償増資など）

ただし、ii は、上記 3 - (2)「みなし額面のポイント③④」のとおり、大幅な株式分割や株式併合などに対しては、当該「みなし額面」を変更することで対応する場合があります、こ

の際には除数の修正を必要としない。

③ 除数の修正方法は次のとおり

$$\text{翌日の除数} = \text{当日の除数} \times \frac{\text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格合計}}{\text{当日構成銘柄の当日終値採用価格合計}}$$

注) 価格は、みなし額面換算済みの価格。翌日とは、次の証券営業日。

当日終値採用価格：当日の日経平均の終値を算出するのに使用した価格

翌日用基準価格：

- i) 継続採用銘柄で、かつ市況の変動に寄らない価格変動がない銘柄については、当日終値採用価格
- ii) 継続採用銘柄で、かつ市況の変動に寄らない価格変動が生じる銘柄については、当日採用価格を基に算出した理論値（いわゆる権利落ち理論値、ただし配当落ちは含まない）

なお、これに該当する銘柄のうち、「みなし額面変更」で対応する銘柄の翌日用基準価格（みなし額面換算後の理論値）については、原則として当日採用価格と同じとする（当該事象は除数修正の要因とはならない）。

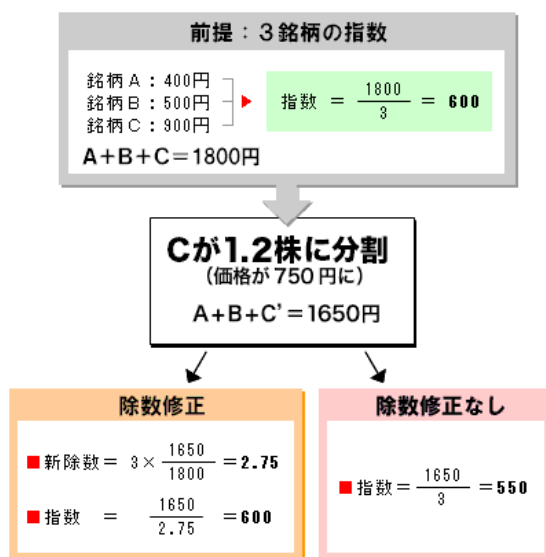
- iii) 翌日から新規採用される銘柄については、当該銘柄が当日から採用されていたと仮定した場合に、i)またはii)で決定される価格

④ 除数の修正は、算出結果を小数点以下4位で四捨五入し、小数点以下3位までとする。

⑤ 除数修正の考え方（例示）：

i) 株式分割

A、B、Cの3銘柄によるダウ式の修正平均株価を考える。それぞれの株価は400円、500円、900円とする（みなし額面はすべて50円）。株価合計は1800円で当初の除数は銘柄数と同じ3なので、指数は600円。ここでCが1株を1.2株に分割したとすると、理論的にはCの株価は750円（=900÷1.2）になる。株価合計は1650円で、除数を修正せずに3で割ると、指数は550円に下がる。これはCが株式分割した影響であり、市場の価格変動を反映しているわけではないので、指数だけ見ては、相場が値下がりしたと見誤るおそれがある。ダウ式では、市況以外の価格変動の前後の株価合計の比率で除数を修正する。この場合は株式分割前の1800円と分割後の1650円の比率を旧除数の



3 に乗じて、新除数は 2.75 になる。指数の値は $1650 \div 2.75 = 600$ となって、株式分割前と変わらず、指数値の連続性が維持される。

ii) 銘柄入れ替え

銘柄入れ替えによる除数修正も考え方は同じ。上例と同じ A、B、C の 3 銘柄の株価は 400 円、500 円、900 円とする（みなし額面はすべて 50 円）。株価合計は 1800 円で当初の除数は銘柄数と同じ 3 なので、指数は 600 円。ここで A を除外し D（株価 1000 円、みなし額面 50 円）を新規に採用したとすると、B、C、D の株価合計は 2400 円で、除数を修正せずに 3 で割ると指数は 800 円に上がる。これは銘柄 A を D に入れ替えた影響であり、市場の価格変動を反映しているわけではないため、指数だけ見ては、相場が値上がりしたと見誤るおそれがある。この場合は銘柄入れ替え前の 1800 円と入れ替え後の 2400 円の比率を旧除数の 3 に乗じて、新除数は 4 になる。指数の値は $2400 \div 4 = 600$ となって、銘柄入れ替え前と変わらず、指数値の連続性が維持される。

(4) その他

- ① 算出日と算出時間帯：東京証券取引所の現物株式売買日の同取引時間帯
- ② 算出間隔：5 秒間隔（2017 年 7 月 18 日から。2010 年 1 月 4 日から 2017 年 7 月 14 日までは 15 秒間隔。それ以前は 1 分間隔）。日々の始値は午前 9 時 00 分 05 秒現在。
- ③ 日経平均の値は、小数点以下 3 位（厘単位）を四捨五入し、小数点以下 2 桁（銭単位）までとする。
- ④ リアルタイム算出（当時は 1 分間隔）を開始した 1985 年 3 月 25 日（月）以降は、始値、高値、安値、終値の四本値がある。それ以前は終値のみ。

4. その他

(1) 利用許諾

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社（以下、日経という）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日経は日経平均株価自体及び日経平均株価を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。日経平均株価を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す、又はデータ提供する場合などで日経平均株価を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

(2) 免責

株式会社日本経済新聞社（以下、日経という）は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、日経平均株価の計算方法、その他日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

日経平均株価は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場

合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室

電話：03-6256-7341、メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2011年12月30日版	初版
2017年7月18日版	算出間隔の短縮（5秒間隔）に伴い、「3：計算方法」の「(4) その他」を修正

日経平均株価 構成銘柄選定基準（2002年2月1日より）

日経平均株価は以下の基準により構成銘柄を入れ替えます。この基準は2002年2月1日から適用します。なお本基準は、市場の動向をよりの確に反映するために、今後発生する市場環境や経済実態の変化、あるいは法規制の変更などに伴って、所要の改定を加えることがあります。

（1）構成銘柄

日経平均株価は東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出します。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する指数とします。

（2）定期見直し基準

以下の方法により毎年定期的に構成銘柄を見直します。定期見直しによる銘柄入れ替えは原則として毎年1回、10月の第一営業日に実施し、定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限を設けません。

市場流動性の測定（高流動性銘柄群の決定）

東証第1部上場銘柄の中から市場流動性の高いグループを選び、これを「高流動性銘柄群」とします。個々の銘柄の市場流動性を測定する指標は、

- 1) 過去5年間の売買代金
- 2) 過去5年間の売買高当たりの価格変動率

とし、両指標から見て流動性が日経平均採用銘柄数（225）の倍に当たる上位450に属する銘柄グループが「高流動性銘柄群」です。

市場流動性低下銘柄の除外（絶対除外基準）

「高流動性銘柄群」に属さなくなった銘柄（市場流動性順位451位以下）は、構成銘柄から除外します。

市場流動性が極めて高い銘柄の採用（絶対採用基準）

「高流動性銘柄群」に属する銘柄のうち、市場流動性順位が上位75位以内となった銘柄の中で、それまで未採用であった銘柄を採用します。

セクターバランスを考慮した銘柄の採用・除外（相対採用除外基準）

- 1) 「高流動性銘柄群」に属する銘柄を、業種分類に基づく6つのセクター、「技術」「金融」「運輸・公共」「資本財・その他」「消費」「素材」に分類し、各セクターを構成する銘柄の半数を、セクターごとの「採用妥当数」とします。
- 2) 上記 および の除外と採用を考慮した上で、各セクターごとの過不足銘柄数を算出し、「採用妥当数」に合わせるように、銘柄の除外・採用を行います。
 - ・ 過剰なセクターについては、同セクター内の既採用銘柄のうち、市場流動性順位の低いものから順に、過剰な銘柄数に当たる銘柄を除外します。
 - ・ 不足するセクターについては、同セクター内の未採用銘柄のうち、市場流動性順位の高いものから順に、不足する銘柄数に当たる銘柄を採用します。
- 3) セクター分類は、日経業種分類・中分類（36業種）をもとに、以下の業種により構成されます。このセクター分類、構成業種については、今後の産業構造変化などを考慮して見直すことがあります。

技術	: 医薬品、電気機器、自動車、精密機器、通信
金融	: 銀行、その他金融、証券、保険
消費	: 水産、食品、小売業、サービス
素材	: 鉱業、繊維、紙・パルプ、化学、石油、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄金属、商社
資本財・その他	: 建設、機械、造船、輸送用機器、その他製造、不動産
運輸・公共	: 鉄道・バス、陸運、海運、空運、倉庫、電力、ガス

（3）臨時入れ替え基準

特別の事由による除外

次の事由などにより、東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外します。

- ・倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入りまたは上場廃止
- ・被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ・債務超過などその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- ・第2部への指定替え

なお、監理ポスト入り銘柄については原則として除外候補としますが、除外の実施については、事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断した上で決定します。

銘柄の補充方法

上記により構成銘柄から除外される銘柄が発生した場合、「高流動性銘柄群」に含まれる銘柄の中から、当該除外銘柄と同一セクターに属する銘柄のうち、市場流動性順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とします。

ただし、銘柄除外が予定される状況や時期により、以下の方法をとることがあります。

- 1) 定期見直しに近接する時期に、当該事由が発生することが予定されている場合には、その都度、本項本則による補充銘柄の選定を実施せず、定期見直し基準による入れ替え手続きの中に包含して補充銘柄を選定する。
- 2) 定期見直し以外の時期に、複数の当該事由が近接した一定期間内に発生することが予定されている場合には、定期見直し基準の および に準じ、市場流動性やセクター間の採用銘柄数のバランスに配慮して補充銘柄を選定する。

入れ替え実施時期

除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とします。ただし、倒産等の除外事由が突発した場合は、その入れ替えの周知徹底のため、入れ替え実施まで期間を置くことがあります。特に当該除外に対する銘柄補充については原則として期間を置くものとします。

補充・採用銘柄の特例

企業再編形態の多様化に鑑み、以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施

します。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行います。

- 1) 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証第1部上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証第1部に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とします。
 - ・被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - ・株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
- 2) 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が東証1部上場を継続する場合は、主たる事業の継承会社を原則として継続採用します。

(4) 銘柄入れ替え実施方法の特例

上記(2)定期見直し基準、および(3)臨時入れ替え基準のいずれを適用する場合も、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則としますが、以下のケースなど、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがあります。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持します。

- ・採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合。
- ・採用銘柄が倒産等で整理ポスト入りするなど、突発的に銘柄除外事由に抵触した事例の除外・補充について、当該銘柄の除外は速やかに実施するものの、代替銘柄の補充に対しては、その周知徹底のために、短期の告知期間を経て補充する場合。

(5) 採用・除外銘柄の決定

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。